

# 青森県報

令和元年  
十月二十八日  
(月曜日)  
第七十六号

## 告示

### 目次

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課)：一
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(同)：一
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………(同)：一
  - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………(同)：二
  - 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の変更の届出……………(同)：三
- 公 告
- 住民基本台帳ネットワーク及び総合行政ネットワーク機器賃貸借契約に係る一般競争入札……………(システム課報)：三
  - 建設業者の許可の取消し……………(県民局)：五
  - 右 同……………(県民局)：五
  - 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課)：五
  - 右 同……………(会計課)：五

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和元年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退
畠中歯科矯正歯科	むつ市小川町一丁目一七の一三	平成二十三年五月三十日
三笠訪問看護ステーション	平川市館田西和田二〇一の二	平成二十三年五月三十日
あい薬局田面木店	八戸市大字田面木字堤下九の一	元・九・六
いづみ薬局あくど	弘前市大字悪戸字青柳一〇の八	元・九・三
大開調剤薬局	弘前市大字大開二丁目四の一	タ

青森県告示第三百九十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

公安委員会

令和元年十月二十八日

名 称	所 在 地	年指 月 日 定
いやしのもりクリニック	八戸市南類家二丁目一六の一五	平成 三・三七
藤崎町立藤崎診療所	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目二	元・五・二〇
あい薬局田面木店	八戸市大字田面木字堤下九の一	元・九・七
ハッピー調剤薬局青森久須志	青森市久須志三丁目一八の七	元・一〇・一
十和田市立中央病院附属とわだ診療所	十和田市西十二番町一四の八	元・一〇・一
アピイ訪問看護ステーション	青森市間屋町一丁目七の二一	元・一〇・一
はち内科・消化器内科クリニック	八戸市類家四丁目二一の七	元・一〇・一
保険調剤薬局タイキファーマシイ西青森店	青森市大字石江字江渡一一七の二四	元・一〇・一
いずみ薬局あくど	弘前市大字悪戸字青柳一〇の八	元・一〇・一
大開調剤薬局	弘前市大字大開一丁目四の一	元・一〇・一
畠中歯科医院	むつ市小川町一丁目一七の一三	元・一〇・五
あい楽訪問看護リハステーション	八戸市大字新井田字石動木平一の一	元・一〇・七

## 青森県告示第三百九十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定

区 分	氏 名	主として指定難病の診断を行なう医療機関の名称

令和元年十月二十八日

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	区指定医分
要致嘉	鈴木英章	福士謙	小林惠輔	氏名	主として指定難病の診断を行なう医療機関の名称
院学部附属病院	弘前大学附属病院	三沢病院	青森県立中央病院	名稱	青森県知事 三 村 申 吾
五三	弘前市大字本町	三沢市大字三沢	青森市東造道二丁目一の一	所 在 地	令和元年十月二十八日
循環器内科	内科、消化器内科、麻酔科	泌尿器科	内分泌内科	診療担当科名	年月日定
元・一〇・一	元・一〇・七	元・九・二	元・九・三		

青森県知事 三 村 申 吾

により公表する。

大開調剤薬局 いづみ薬局あくど	名 称	所 在 地	青森県知事 三 村 申 吾
弘前市大字大開一丁目四の一	弘前市大字恵戸字青柳一〇の八	所 在 地	青森県知事 三 村 申 吾
〃	元和 令和 二〇・一	年指 月定 日	年指 月定 日

青森県告示第二百九十九号  
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和元年十月二十八日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難医病指	定難医病指	定難医病指	定難医病指	嗣佐々木英	嗣佐々木英
樋口 博之	八森 久	八森 久	八森 久	弘前市附屬病院	弘前市附屬病院
一部事務組合下北医療センターのむつ総合病院	青康安労働災害機構	独立行政法人労働者健保法	はたち内科・クリニック	弘前市大字本町	弘前市大字本町
丁むつ市小川町一	八戸市大字白銀	八戸市大字白銀	八戸市大字白銀	五三	五三
科消化器内	科消化器内	科消化器内	科消化器内	整形外科	整形外科
〃	〃	元・〇・一	元・〇・一	元・ハ・一	元・ハ・一

## 青森県告示第四百号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十四の規定により、次とおり指定小児慢性特定疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十九条の十九第二号の規定により公示する。

令和元年十月二十八日

区 分	名 称	所 在 地	年月日更
サカエ薬局堅田	弘前市大字八幡三丁目一の三	弘前市大字宮川三丁目二の一	元・九・二十四
元・九・二十四	元・九・二十四	元・九・二十四	元・九・二十四

## 公 告

住民基本台帳ネットワーク及び総合行政ネットワーク機器賃貸借契約に係る一般競争入札

次とおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

令和元年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

住民基本台帳ネットワーク及び総合行政ネットワーク機器  
一式

二 賃貸借期間

令和二年一月一日から令和七年一月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

### 三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

### 四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

- 3 入札の日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

- 4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

### 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- 2 提出部数 一部

- 3 提出期限等

- (一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係資料を添えて、令和元年十一月

十二日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請書を提出した者に対し書面により別途通知する。

- 4 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ  
電話 ○一七一七三四一九一六〇

### 六 入札書の提出場所等

- 1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市新町二丁目四の三〇

- 1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ  
電話 ○一七一七三四一九一六〇

- 1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市新町二丁目四の三〇

- 2 入札の場所及び日時  
青森市長島一丁目一の一  
青森県庁舎 東棟四階E会議室

### 七 入札保証金に関する事項

- 1 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

- 1 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

- 1 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

- 1 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

### 八 契約保証金に関する事項

- 1 入札説明書による。

### 九 落札者の決定方法

- 1 賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

### 十 契約書の取り交わしの時期

- 1 落札決定の日から七日以内

### 十一 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- 2 入札の無効

- 2 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 3 入札書の提出方法等

- 3 入札書の記載方法

- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する。

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 5 契約金額

落札価格をもつて令和元年度の契約金額とする。ただし、令和二年度から令和五年度までの各年度の契約金額は落札価格に六を乗じた額とし、令和六年度の契約金額は落札価格に五を乗じた額とする。

## 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- |  |                    |   |
|--|--------------------|---|
| 一 商号又は名称 便利屋 S i k i y a   | 二 氏名 木村満           | 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字外崎四丁目七の四メゾンプランタニエⅡ一〇五号                            |
| 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一六五〇二号  | 五 取消年月日 令和元年九月二十四日 | 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可 |
| 七 取消しの原因となつた事実 令和元年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 |                    |   |

## 公 安 委 員 会

## 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

七 取消しの原因となつた事実

令和元年六月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

## 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 一 物品等の名称及び数量 青森県警察管理サービス群賃貸借 一式 | 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 青森県警察本部警務部会計課 |
|---------------------------------|---|

- 三 契約の方法  
 青森市新町二丁目三の一
- 四 落札者を決定した日  
 令和元年九月二十五日
- 五 落札者の名称及び住所  
 株式会社青森電子計算センター
- 六 落札金額  
 青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 七 落札者を決定した手続  
 千三百三十六万五千円
- 八 入札の公告を行つた日  
 令和元年八月九日
- 九 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示
- 十 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。
- 十一 令和元年十月二十八日

青森県警察本部長 村 井 紀 之

- 一 物品等の名称及び数量  
 青森県警察県内WAN端末等賃貸借（二〇一九） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 青森県警察本部警務部会計課
- 三 契約の方法  
 一般競争入札

- 四 落札者を決定した日  
 令和元年十月十六日
- 五 落札者の名称及び住所  
 株式会社青森電子計算センター
- 六 落札金額  
 青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 七 落札者を決定した手続  
 二百六十四万円
- 八 落札者を決定した手続  
 賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者としたものである。
- 九 落札者を決定した手續  
 入札の公告を行つた日  
 令和元年九月四日

（発行所・発行人）  
 青森市長島一丁目一番一号

（印刷所・販売人）  
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号

毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円七十三銭